

第34回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成19年7月18日（水）10：00～

場 所：アウィーナ大阪

1. 亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（諮問）

水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、次の2点について諮問があった。

亜鉛含有量について、日平均排水量が50m³以上の水質汚濁防止法対象事業場に適用される排水基準が平成18年11月に2mg/Lに強化されたことに伴う、府条例に基づく亜鉛含有量に係る排水基準の見直し

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物について、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対して、経過措置として設定している暫定排水基準の適用期限が平成20年3月31日で終了することに伴う経過措置の見直し

これらの事項は、専門性が特に高く、集中的な議論が必要であることから水質規制部会を設置することに決定した。

2. 揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（答申）

本件は、昨年3月に開催された第30回環境審議会において、知事から諮問があり、専門的見地からの検討を行う揮発性有機化合物・化学物質対策部会が設置され、検討されてきた。昨年11月に開催された第32回環境審議会において第一次答申をいただいたが、エチレンオキシドに係る規制内容などについては、引き続き部会で検討することとされていた。

この度、部会が取りまとめた第二次報告について審議が行われ、第二次答申をいただいた。

第二次答申では、エチレンオキシドの排出実態を考慮し、製造業だけではなく、医療業（一定規模以上の病院等）などで用いられる滅菌施設・消毒施設も規制対象施設に選定することとした。エチレンオキシドは、現時点では定量的なリスク評価に基づく閾値を設定できないため、排出口における濃度基準ではなく、処理装置の設置・適正稼働を義務付けることとした。

また、規制対象外の滅菌施設を設置している事業者には、化学物質適正管理指針に留意した適正管理や住民のばく露防止措置の実施など、可能な限りリスク低減措置を講じるよう、関連団体と連携して啓発することとした。

3. 大阪府における流入車対策のあり方について（答申）

本件は、平成19年3月14日に開催された第33回環境審議会において、大阪府域の環境基準を早期かつ確実に達成するため、大阪府における流入車対策のあり方について知事から諮問があり、専門的見地からの検討を行う流入車対策部会が設置され、検討されてきた。

この度、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

大阪府における流入車対策としては、自動車NOx・PM法に基づく二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、運送事業者、荷主、旅行者、施設管理者等を対象に、対策地域内を発地又は着地とする対象自動車を使用した運行に関し、自動車NOx・PM法に基づく車種規制適合車の使用に関する義務を課し、幅広い主体の連携を促す仕組みを構築することとした。

また、対策地域内を発着する対象自動車を車種規制適合車に転換していくための取組みとして、荷主等・旅行者及び施設管理者等が車種規制適合車等の使用の確認を容易に行えるようにするための仕組み（車種規制適合車等であることを示すステッカーの貼付等）を整備することとした。